

主な指摘事項【放課後等デイサービス】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書の以下の点について修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た通所給付決定保護者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、基準上通所給付決定保護者から徴収できない費用については、記載しないこと。 ②通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ③営業時間及びサービス提供時間に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ④従業者の勤務体制について実態に合わせて修正すること。 ⑤従業者の職種に関する記載において、基準上配置すべき従業者の職種に合わせて修正すること。 ⑥通常の事業の実施地域に関する記載を実態に合わせて修正すること。	6件
運営	放課後等デイサービス計画の作成等	放課後等デイサービス計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、児童発達支援管理責任者が通所給付決定保護者及び障害児に面接して行い、当該記録において面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 障害児に対する指定サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（以下「個別支援会議」という）の開催の有無について確認できなかったため、児童発達支援管理責任者は、個別支援会議を必ず開催すること。また、個別支援会議の開催に際しては漏れなく議事録を作成し、放課後等デイサービス計画の原案について利用者や保護者の意向等を確認したことや、各担当者に意見を求めたことが分かる内容とすること。 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の原案を作成し、その内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を通所給付決定保護者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名及び交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。 児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成した際は、指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないことから、当該様式において指定障害児相談支援事業所への交付日を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。	3件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、基準上通所給付決定保護者から徴収できない費用については、記載しないこと。 ②通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ③営業日及びサービス提供時間に関する記載を実態に合わせて修正すること。 ④従業者の職種・員数に関する記載を実態に合わせて修正すること（※指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない）。 ⑤従業者の職種に関する記載において、基準上配置すべき従業者の職種に合わせて修正すること。 ⑥通常の事業の実施地域に関する記載を実態に合わせて修正すること。	6件
運営	勤務体制の確保等	取締役であっても従業者として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 従業者の雇用契約書について、職種が不明確であるため、これを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者の雇用契約書について、実態と異なる勤務場所、勤務時間の記載があったため、実態に即した勤務場所を明記した辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者の雇用契約書について、勤務場所の記載が確認出来なかったため、実態に即した勤務場所を明記した辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。	2件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	定員の遵守	サービスの提供に当たっては、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合以外は利用定員を超えた障害児の受入を行ってはならないものであるが、やむを得ず利用定員を超えた受入を行う場合は、当該理由を記録し保管しておくこと。また、定員超過が常態化する場合には、定員の見直しも検討すること。 障害児に対する指定サービスの提供に支障が生じることのないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入は禁止されているところであるが、事業所において長期間にわたって定員超過が常態化していることが確認された。やむを得ない事情により利用定員を超えた受入を行うとしても、既存の利用者が利用をやめる際に利用人数の調整を行うなどの方法により、事業所として定員超過に係る是正を図ることが求められるため、以下に関して具体的な改善策を講じ、その内容を報告すること。 ①定員超過が常態化しているため、定員の見直しを検討すること。 ②上記①によらない場合には、やむを得ない事情によるものであっても定員超過が常態化する場合は、その是正を図るために、事業所における当該月の定員超過について、前月に対する割合（前月比）を毎月算出することとし、当該割合が増加している場合にはその理由を記録すること。なお、この措置については、次回の運営指導の際あるいは必要に応じて市が確認を行うため、必要な記録を作成し事業所に保管すること。 ※やむを得ない事情があっても、基準等において認める定員超過の上限を超えた利用者の受入を継続した場合には、基本報酬の返還の対象となる場合あり。	8件
運営	安全計画の策定等	障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	1件
運営	自動車を運行する場合の所在の確認	障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えること。	1件
運営	事故発生時の対応 運営基準：事故発生 の防止及び発生時の 対応	事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を実施した事実が記録上確認できなかったため、当該会議及び研修を定期的の実施し、実施に係る記録を作成し事業所に保管すること。	2件
報酬	個別支援計画未作成 減算	児童発達支援管理責任者は、サービス提供開始前に放課後等デイサービス計画を作成し、当該計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う必要があるが、一部の利用者について適切に実施されていなかった。ついては、別紙「個別支援計画未作成減算対象者一覧」とおり、初回利用日から1ヶ月を超えても当該計画が策定されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しが適切に行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。また、他の利用者についても自主精査し、該当の利用者がいた場合も同様に減算を適用すること。	2件
報酬	児童指導員等加配加 算	当該加算は、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、従業者を1名以上配置する必要があるが、当該要件を満たさない日を確認した。ついては、すべての利用者の当該月の当該加算を返還すること。また、他の月についても自主精査し、該当の月がある場合も同様に加算を返還すること。当該加算の返還が連続する月において発生していることから、従業者の配置方法の改善や当該加算の取下げ等の検討結果を報告すること。	1件
報酬	専門的支援体制加算	当該加算は、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、従業者を1名以上配置する必要があるが、当該要件を満たさない日を確認した。ついては、すべての利用者の当該日の当該加算を返還すること。また、他の月についても自主精査のうえ、加算要件を満たさない月があれば返還すること。	1件